

高岡市まちなか活き・粋スポット推進事業補助金交付要綱

制定 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高岡市まちなか活き・粋スポット推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成 17 年高岡市規則第 32 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「中心市街地」とは、本市中心市街地活性化基本計画の対象範囲とする。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、中心市街地においてシニア世代をメインとする多世代の交流を創出する事業を支援するため補助金を交付する。ただし、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象事業としない。

- (1) 政治・宗教・営利を目的とするもの
- (2) 地域住民の交流行事等であるもの
- (3) 特定の個人、団体のみが利益を受けるもの
- (4) 国、地方公共団体、その他の団体等から助成等を受けるもの
- (5) 個人の趣味、芸事等の発表であるもの
- (6) 既存団体等が定例的に開催し、又は開催を予定しているもの
- (7) 同一の補助の対象となる経費について、本市が交付する他の補助金の交付を受けているもの

(補助金の交付額)

第 4 条 補助金の交付額は、補助対象事業に要する経費の一部又は全部とし、1 件につき上限 5 万円とする。

(補助金の交付対象者)

第 5 条 補助金の交付対象となるものは、市内に在住し、又は通勤・通学若しくは高岡市にゆかりのあるものを中心として構成された団体・グループとする。

(補助金の交付対象経費)

第 6 条 補助金の交付対象経費は補助事業の実施に必要な経費とする。ただし、飲食代

(会議、イベント準備等で要するものは除く。)、その他補助することが適当でないと認められる経費を除く。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとするものは、あらかじめ高岡市まちなか活き・粋スポット推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正なものとして認めるときは、補助金の交付を決定し、通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 補助事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して指示を受けること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の遂行に必要と認められる事項について市長の承認を受けること。

(実績報告書)

第10条 補助事業を行うもの(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したとき、又は前条第1号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに補助事業の成果を記載した高岡市まちなか活き・粋スポット推進事業補助金事業実績報告書(様式第4号。以下「補助金実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第5号)
- (2) 収支決算書(様式第6号)
- (3) 記録写真その他の事業の実施を証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の目的を達成するために特に必要がある

と認めるときは、補助事業の完了前に、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

(補助金の返還等)

第 12 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付申請書又は補助金実績報告書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(補助金の交付額の特例)

- 2 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、高岡駅周辺において実施される事業で、市長が認めるものについては、第 4 条の規定に関わらず、補助金の交付額は 1 件につき上限 10 万円とする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。